三条市へ転入される方へ

●便利な引越しワンストップサービスをご利用ください。
　署名用電子証明書等が有効なマイナンバーカードをお持ちの方は、スマートフォンやパソコンからマイナポータルで転入届の来庁予約ができるサービスです。（引越ワンストップサービスでは、時間予約はできません。）

マイナポータル

⚠転入届は、必ず三条市役所に来庁し手続が必要です。

●市民総合窓口（三条庁舎市民窓口課）は手続が予約できます。
　市民総合窓口で転入届の手続を行う方は、三条市ホームページからオンライン・電話（住所異動予約専用☎050-1809-8287）で予約が可能です。
　栄・下田サービスセンターでの手続は予約不要です。
　詳しくは、三条市ホームページをご覧ください。

市民総合窓口予約

●本人確認書類をお持ちください。
〈顔写真あり１点〉マイナンバーカード、運転免許証、身体障害者手帳、ﾊﾟｽﾎﾟｰﾄ、在留ｶｰﾄﾞなど
〈顔写真なし２点〉健康保険証、介護保険証、医療受給者証、年金手帳・基礎年金番号通知書など

●受付時間：平日午前９時から午後４時30分（市民総合窓口のみ火曜日午前９時から午後７時）

●転入手続の窓口（他の担当部署で手続が必要なときは、転入手続終了後にご案内します。）

窓　口	所在地	電話番号
市民総合窓口（三条庁舎　市民窓口課）	〒955-8686　三条市旭町2丁目3番1号	☎0256-34-5540
栄サービスセンター（栄庁舎）	〒959-1192　三条市新堀1311番地	☎0256-45-1110
下田サービスセンター（下田庁舎）	〒955-0192　三条市荻堀830番地1	☎0256-46-5906

項　目	手続時期	対象者・必要なもの	その他	問合せ先
転入届	三条市に住み始めた日から14日以内	【対象者】 他市区町村から三条市に引越しされた方 【必要なもの】 ・転入届（窓口で住民異動届を記入してください。ただし、引越しワンストップサービスを利用された方は、記入不要です。マイナンバーカードと暗証番号を用意しご案内する職員に「マイナポータルで転入の（氏名）」とお知らせください。） ・転出証明書（またはマイナンバーカードか住民基本台帳カードと暗証番号） ・届出人（来庁者）の本人確認書類 ・国外転入は、パスポートなど上陸日が確認できるもの（注1） ・外国人の方で、同一世帯に住民登録する家族がいる場合は、結婚証明書、出生証明書等の世帯主との続柄を証する文書（注２） 〈別世帯の代理人が手続する場合〉 ・委任状 ・代理人の本人確認書類 〈所有されている方〉 特別永住者証または在留カード	（注１） ・ICチップの入ったパスポートで自動化ゲート及び顔認証ゲートを利用した場合は、パスポートに帰国日の証印（スタンプ）がされません。（入国審査の職員に申出をして証印を受けることは可能です。） ・パスポートに帰国日の証印がない場合、パスポートに加えて、帰国日を確認するために飛行機の搭乗券の半券をお持ちください。 ・日本人の方は、戸籍謄本と戸籍の附票をお持ちになると手続がスムーズに出来ます。お持ちにならない場合は、本籍地と筆頭者名を確認してから来庁してください。 （注２） ・外国語で作成されている場合は、翻訳者名を記載した訳文を付けてください。（転出証明書に記載された続柄と変更がない場合は不要です。）	市民窓口課 市民総合窓口係 ☎0256-34-5540
マイナンバーカードまたは住民基本台帳カード（継続利用）	三条市に住み始めた日から14日以内（転入届出後は90日以内）	【対象者】 マイナンバーカードまたは住民基本台帳カードの所有者 【必要なもの】 （転入者のうちカード所有者全員分の）マイナンバーカードまたは住民基本台帳カードと暗証番号（数字４桁のもの） ※暗証番号が不明なときは、本人より再設定の手続ができます。	・次の場合は、いずれもカードが失効しますので注意してください。（再発行には手数料がかかります。） (ｱ)住み始めた日（住定日）から14日以内に転入届を行わない場合 (ｲ)転出予定日から30日以内に転入届を行わない場合 (ｳ)転入届後、90日以内に継続利用の手続を行わない場合	

項　目	手続時期	対象者・必要なもの	その他	問合せ先
マイナンバーカード（署名用電子証明書）	随時	【対象者】 マイナンバーカードの所有者で15歳以上の利用希望者 【必要なもの】 ・（転入後、継続利用手続後の）マイナンバーカード ・15歳以上の方で署名用電子証明書を利用される場合は、英数字を組み合わせた暗証番号（６桁以上16桁以内のもの）	インターネット等で電子文書（引越しワンストップサービス、e-Tax等の電子申請等）を作成・送信する際に利用します。 「作成・送信した電子文書が、利用者が作成した真正なものであり、利用者が送信したものであること」を証明することができます。 ※住所異動等により署名用電子証明書を更新した場合、24時間は利用できません。	市民窓口課 市民総合窓口係 ☎0256-34-5540
マイナンバーカード（コンビニ交付サービス）	随時	【対象者】 マイナンバーカードの所有者で利用者証用電子証明書が有効な方 【必要なもの】 （転入後、継続利用手続後の）マイナンバーカード 【利用できる証明】 住民票の写し、住民票記載事項証明、印鑑証明、所得（課税）証明書、戸籍証明（戸籍謄抄本・戸籍の附票）	【その他の利用条件】 ・印鑑証明：三条市で印鑑登録がされていること ・所得（課税）証明書（最新の証明のみ）：１月１日現在で三条市に住所があり、課税決定されていること ・戸籍証明（戸籍謄抄本、戸籍の附票）：三条市に現在本籍があること ※戸籍証明は、住所異動および氏名変更、戸籍届出をされた場合、コンビニ交付サービスで戸籍謄抄本が取得できるまで２～３週間程度かかります。	
マイナンバーカード（三条市独自サービス）	随時	【対象者】 マイナンバーカードの所有者でサービスを希望する方 【必要なもの】 ・マイナンバーカード	【三条市独自サービス】 次のサービスが追加できます。 ・選挙の投票入場受付、避難所での入退所受付 ・図書館での図書資料貸出しサービス	
印鑑登録	随時	【対象者】 15歳以上の方で印鑑登録を希望される方 【必要なもの】 ・実印（三文判や欠けた印鑑は登録できません。） ・顔写真ありの本人確認書類（ない場合は、即日で印鑑登録ができない場合があります。）	・登録者本人が来庁し、写真ありの本人確認書類または保証人（三条市に印鑑登録をされている方）等で本人確認ができた場合は、即日登録ができます。	
パスポート	変更後すぐ	【対象者】 有効中のパスポートをお持ちの方で本籍地の都道府県または氏名等を変更した方 【必要なもの】 ・本籍を変更したことが分かる戸籍謄抄本（6か月以内に発行のもの） ・規格に合った顔写真（4.5cm×3.5cm） ・有効中のパスポート	住所変更のみの場合は、手続不要です。	
国民年金	三条市に住み始めた日から14日以内	【対象者】 配偶者の扶養に入らない方または海外から転入し、厚生年金に加入しない方 【必要なもの】 ・届出人（来庁者）の本人確認書類 ・基礎年金番号通知書または年金手帳 ・（国外転入の場合）パスポートなど上陸日が確認できるもの	・国民年金加入者、受給者の国内の住所変更は、マイナンバーと基礎年金番号が結びついている被保険者であれば、原則届出は不要です。ただし、住民票住所以外の居所を登録する場合、住所変更届の提出が必要です。 ・厚生年金、共済組合に加入されている方および被扶養者の方は、勤務先へご確認ください。	

項　目	手続時期	対象者・必要なもの	その他	問合せ先
国民健康保険	三条市に住み始めた日から14日以内	【対象者】 国民健康保険に加入される方 【必要なもの】 ・届出人（来庁者）の本人確認書類 ・保険税の口座振替を希望される場合は、世帯主の通帳と銀行印	転入届と併せて加入手続をしてください。	健康づくり課 国保係 ☎0256-34-5442
後期高齢者医療制度	三条市に住み始めた日から14日以内	【対象者】 (ｱ)75歳以上の方 (ｲ)65～74歳の方で、後期高齢者医療制度の障害認定を受けている方 【必要なもの】 ・届出人の本人確認書類 ・保険料の口座振替を希望される場合は、加入者の通帳と銀行印 【県外からの転入の場合】 ・負担区分等証明書	保険証は、翌日以降書留で郵送します。	
介護保険	三条市に住み始めた日から14日以内	【対象者】 前市区町村で要介護認定を受けていた方 【必要なもの】 前市区町村で交付された受給資格証明書	・「介護保険被保険者証」を発行します。要介護･要支援認定を受けている方は「受給資格証明書」をお持ちください。 ・住所地特例（従前の市区町村より介護保険被保険者証の交付）を受ける場合は、お知らせください。	高齢介護課 介護認定係 ☎0256-34-5475
児童手当（公務員を除く）	<u>前市区町村の転出予定日の翌日から15日以内</u>	【対象者】 中学校修了前の児童を養育している方 【必要なもの】 ・届出人（来庁者）の本人確認書類 ・請求者の預貯金通帳またはキャッシュカード（普通口座） ・請求者、配偶者のマイナンバー確認書類 【児童が請求者と別居かつ三条市に住民票がない場合】 ・児童のマイナンバー確認書類	・父母のうち恒常的に所得が高い方が請求者となります。 ・申請が遅れると、原則、遅れた月分の手当が受けられなくなります。 ・所得制限があります。 ・公務員の方は、勤務先で手続をしてください。	（栄庁舎） 子育て支援課 子育て支援係 ☎0256-45-1113
児童扶養手当	転入届出後すぐ	【対象者】 前市区町村で児童扶養手当を受給されていた方 【必要なもの】 ・届出人（来庁者）の本人確認書類 ・児童扶養手当証書 ・届出人のマイナンバー確認書類 【振込先を変更する場合】 ・預貯金通帳またはキャッシュカード	父母の離婚などで、父又は母と生計を同じくしていない子どもが育成される家庭（ひとり親家庭）の生活の安定と自立の促進と、子どもの福祉の増進を図ることを目的として支給される手当です。認定の請求をした翌月分から支給となります。	
子ども医療	転入届出後すぐ	【対象者】 18歳年度末までの児童を養育している方 【必要なもの】 児童の健康保険証	保護者が支払う医療費の一部を助成する制度です。 受給者証を交付します。	
ひとり親家庭等医療	転入届出後すぐ	【対象者】 母（父）子家庭の方 【必要なもの】 ・申請者の本人確認書類 ・申請者と児童の健康保険証 ・申請者と児童の全部事項証明または戸籍謄（抄）本 ・申請者のマイナンバー確認書類 【１月１日現在で申請者の住所が三条市にない場合】 ・児童手当用所得証明書が必要な場合があります。	ひとり親家庭等の方の医療費の一部を助成する制度です。 所得制限があります。	

項　目	手続時期	対象者・必要なもの	その他	問合せ先
未熟児養育医療	転入届出後すぐ	【対象者】 前市区町村で助成を受けていた方 【必要なもの】 ・前市区町村で交付された養育医療券 ・児童の健康保険証 ・届出人の本人確認書類 ・同一世帯員全員のマイナンバー確認書類 ・養育医療意見書の提出を求める場合があります。 【生活保護を受けている方】 ・生活保護受給世帯の証明書	未熟児で、医師が入院療養の必要を認めた場合に、指定養育医療機関に入院療養をした医療費の一部を助成します。	（栄庁舎） 子育て支援課 子育て支援係 ☎0256-45-1113
紙おむつ用ごみ袋	転入届出後すぐ	【対象者】 市内に転入された乳児（1歳未満）の保護者 【必要なもの】 保護者の本人確認書類	転入届の提出時に、紙おむつ用のごみ袋10枚入りを10セットプレゼントします。（乳児1人につき1回限り）	
サンキッズカード	随時	【対象者】 18歳未満の子どもを3人以上養育する保護者およびその保護者と住居をともにしているもしくは、同一敷地内に居住している祖父母 【必要なもの】 ・保護者等の本人確認書類 ・保護者等の写真（申請時に無料で写真撮影を行うこともできます。）	子育てを行う保護者等に対して、市の施設利用料の減免のほか、協賛店として登録いただいた商店などで、商品の割引などの優遇サービスを受けるためのカードです。	
妊産婦医療	転入届出後すぐ	【対象者】 妊娠中の方、出産後出産日の翌月末までの方等 【必要なもの】 ・母子健康手帳 ・妊産婦の健康保険証	妊産婦が支払う医療費の一部を助成する制度です。受給者証を交付します。	
妊婦健診	転入届出後すぐ	【対象者】 妊娠中の方 【必要なもの】 ・母子健康手帳 ・前市区町村で交付された残りの妊婦健診受診券	・受診票を交付します。受診票は、週数及び回数によって利用できる検査内容が決まっています。それ以外の検査が必要な場合、検査費用は自己負担となります。 ・保健師等による面談を実施します。	（栄庁舎） 子育て支援課 子ども家庭サポートセンター総合支援係 ☎0256-45-1114
子どもの予防接種 乳幼児健康診査	転入届出後すぐ	【対象者】 未就学児 【必要なもの】 未就学児の母子健康手帳	これまでの予防接種及び乳幼児健診の状況を確認し、案内を行います。	
すまいるファイル	転入届出後すぐ	【対象者】 希望者	子どもの成長をきめ細かく見守り、子どもに関わる情報を保護者が一元管理できる子育てサポートファイルです。希望者に配布します。	
保育所（園）	随時	【対象者】 三条市の保育所（園）への入所を希望される方 【必要なもの】 ・保護者のマイナンバー及び本人確認書類 ・給付認定申請書兼保育所（園）入所申込書 ・家庭で保育することができないことを証明する書類 （就労証明書、申立書等） ・児童生活調査票（１歳以上児のみ）	・認定こども園、地域型保育事業実施施設又は幼稚園への入園を希望される方は、直接各施設へお問合せください。 ・前市区町村の保育所等の継続利用を希望される方は、事前に子育て支援課へ御相談ください（入所要件があります）。	（栄庁舎） 子育て支援課 幼児・児童係 ☎0256-45-1115

項　目	手続時期	対象者・必要なもの	その他	問合せ先
児童クラブ	随時	【対象者】 放課後帰宅しても仕事などで保護者が不在の小学1年生から4年生までの児童 【必要なもの】 ・保護者の本人確認書類	放課後帰宅しても仕事などで保護者が不在の小学1年生から4年生までの児童をお預かりする事業です。5年生以上で入会を希望する場合は、御相談ください。	（栄庁舎） 子育て支援課 幼児・児童係 ☎0256-45-1115
障がい児通所支援	随時	【対象者】 前市区町村で障がい児通所支援のサービスを受けていた方 【必要なもの】 ・各種障がい者手帳･診断書等 ・児童及び保護者のマイナンバー確認書類	通所受給者証は、転出予定日以降使用できないため、返却してください。	（栄庁舎） 子育て支援課 子ども家庭サポートセンター発達応援室 ☎0256-45-1131
小中義務教育学校	転入届出後すぐ	【対象者】 三条市立学校の指定校へ転校する児童・生徒 【必要なもの】 以下をお持ちになり、転校する学校で手続をしてください。 ・転入学通知書（転入届時に交付します。） ・前学校で交付される在学証明書、教科書給与証明書	次の場合は、届出が必要です。 ・学区外就学（指定校以外の学校へ就学）を希望される場合 ・学区域外就学から指定校へ変更する場合	（栄庁舎） 教育総務課 学事係 ☎0256-45-1118
就学援助費・特別支援教育就学奨励費	随時	【対象者】 経済的にお困りの小・中学生のお子様がいるご家庭 【必要なもの】 〈就学援助費〉 ・申請者（保護者）名義の口座情報 ・同一世帯員で収入がある方全員分の所得・課税証明書またはマイナンバー確認書類 〈特別支援教育就学奨励費〉 ・転校する学校で、手続をしてください。	「就学援助費」は、経済的にお困りのご家庭に、小･中学校及び義務教育学校でかかる費用の一部を援助する制度です。 「特別支援教育就学奨励費」は、市内の小・中学校及び義務教育学校の特別支援学級に在籍するお子様がいるご家庭にも就学に必要な経費の一部を援助する制度です。 どちらも、所得制限があります。	
身体障害者手帳	転入届出後すぐ	【対象者】 身体障害者手帳をお持ちの方 【必要なもの】 ・身体障害者手帳 ・対象者のマイナンバー確認書類	・住所変更の手続が必要です。 ・障がい福祉サービス（施設入所支援、療養介護）を受給されている方は、手続内容が変わる場合があるため、福祉課へお問合せください。	福祉課 障がい支援係 ☎0256-34-5408
療育手帳	転入届出後すぐ	【対象者】 療育手帳をお持ちの方 【必要なもの】 ・療育手帳 ・顔写真(4cm×3cm)（県外、新潟市からの転入の場合） ・対象者のマイナンバー確認書類	本人の年齢や障がい福祉サービスの受給状況により、手続内容が変わる場合があるため、福祉課へお問合せください。	
精神障害者保健福祉手帳	転入後30日以内	【対象者】 精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方 【必要なもの】 ・精神障害者保健福祉手帳 ・顔写真(4cm×3cm) ・対象者のマイナンバー確認書類	・障がい福祉サービス（施設入所支援、療養介護）を受給されている方は、手続内容が変わる場合があるため、福祉課へお問合せください。	

項　目	手続時期	対象者・必要なもの	その他	問合せ先
自立支援医療（精神通院・更生医療）	転入届出後すぐ	【対象者】 前市区町村で助成を受けていた方 【必要なもの】 ・自立支援医療受給者証（精神通院） ・身体障害者手帳（更生医療） ・対象者の健康保険証 ・特定疾病療養受療証（更生医療で透析の方） ・対象者と被保険者のマイナンバー確認書類 ・障害年金等の支払通知書等の写し（市民税非課税世帯等）	「精神通院」は、病院・心療内科等において、通院して精神疾患の医療を受ける場合、原則として医療費の1割が自己負担となる制度です。世帯の所得、通院する方の疾病等により自己負担上限額が設けられています。 「更生医療」は、身体障害者手帳の交付を受けている18歳以上の方で、現在の障がいを手術等により軽減するための医療給付制度です。	福祉課 障がい支援係 ☎0256-34-5408
自立支援医療（育成医療）		【対象者】 前市区町村で助成を受けていた方 【必要なもの】 ・前市区町村で交付された自立支援医療受給者証 ・健康保険証（国民健康保険加入者は世帯全員のもの、社会保険加入者は児童と被保険者のもの。） ・届出人（来庁者）の本人確認書類 ・被保険者のマイナンバー確認書類 ・自立支援医療（育成医療）意見書の提出を求める場合があります。	身体に障がいのある児童、またはそのまま放置すると将来障がいを残すと認められる疾患がある児童（18歳未満）で、手術等を行うことで確実に治療効果が期待できるものに対して医療費の一部を助成する制度です。	（栄庁舎） 子育て支援課 子育て支援係 ☎0256-45-1113
重度心身障がい者医療費助成	転入届出後すぐ	【対象者】 (ｱ)身体障害者手帳１級、２級または３級をお持ちの方 (ｲ)療育手帳Ａをお持ちの方 (ｳ)精神障害者保健福祉手帳１級をお持ちの方 (ｴ)(ｱ)、(ｲ)、(ｳ)と同程度以上の障がいを有し、知事の承認を受け、市町村が認定した方（遷延性高度意識障害の方） 【必要なもの】 ・対象者の各種障がい者手帳･受給者証等 ・対象者の健康保険証 ・対象者のマイナンバー確認書類	重度心身障がい者にかかる医療費の一部と訪問看護療養費の一部を助成する制度です。 所得制限があります。	福祉課 障がい支援係 ☎0256-34-5408
精神障がい者医療費助成	随時	【対象者】 精神の障がいで入院治療をされている方の世帯主（障がいをお持ちの方が世帯主であるときは世帯主に準ずる方）または保護義務者 【必要なもの】 ・医師の診断書（精神の障がいで入院治療を受けていることがわかるもの） ・世帯主（申請者）または保護義務者の預金通帳 ・対象者の健康保険証 ・世帯主または保護義務者の本人確認書類 ・対象者と世帯主または保護義務者のマイナンバー確認書類	障がいをお持ちの方が次に該当する場合は、助成の対象になりません。 ・世帯主又は保護義務者の属する世帯全員の前年中の合計所得金額（1月から8月までは前々年の合計所得金額）が制限される所得を超える場合 ・生活保護を受けている場合 ・後期高齢者医療制度や医療費助成制度（県障･県親･県老等）の適用を受けることができる場合	
特別児童扶養手当	転入後14日以内	【対象者】 前市区町村で特別児童扶養手当を受給されていた方 【必要なもの】 ・受給者（児童の保護者）のマイナンバー確認書類（県外、新潟市からの転入の場合） ・特別児童扶養手当証書	・所得制限があります。 ・住所変更届が必要です。	

項　目	手続時期	対象者・必要なもの	その他	問合せ先
特別障害者手当・障害児福祉手当	転入後14日以内	【対象者】 前市区町村で各種手当を受けていた方 【必要なもの】 ・対象者のマイナンバー確認書類 ・対象者の金融機関の通帳	・所得制限があります。 ・住所変更届が必要です。	福祉課 障がい支援係 ☎0256-34-5408
障がい福祉サービス	転入後14日以内	【対象者】 前市区町村で障がい福祉サービスを受けていた方 【必要なもの】 ・各種障がい者手帳 ・対象者のマインナンバー確認書類 ・前市区町村で交付を受けた障害支援区分認定証明書や関係書類	障がい福祉サービス受給者証等は、転出予定日以降使用できないため、返却してください。	
心身障害者扶養共済	※福祉課へお問合せください	【対象者】 ※福祉課へお問合せください。 【必要なもの】 ※加入者、加入対象障がい者、受給者、年金管理者により手続が異なります。詳しくは、福祉課にお問合せください。	心身障がい児･者を扶養している保護者が、一定期間、掛金を納付することによって、保護者が死亡または重度障がいの状態になったときに、残された心身障がい児･者に終身一定額の年金を支給して、その生活の安定を図ることを目的とした制度です。	
原動機付自転車等（125cc以下及び小型特殊自動車）	転入後14日以内	【対象者】 原動機付自転車等を所有または使用している方 【必要なもの】 ・廃車証明書 ・届出人（来庁者）の本人確認書類	【軽自動車に関すること】 ・軽自動車検査協会新潟主管事務所 ☎050-3816-1850 【二輪車（125cc超）に関すること】 ・北陸信越運輸局新潟運輸支局 ☎050-5540-2040	税務課 市民税係 ☎0256-34-5529
水道	随時（土日祝除く）	【対象者】 水道を契約される方 【必要なもの】 開栓の手続を電話でご連絡ください。		水道お客さまセンター（〒955-0065三条市旭町１丁目19番21号） ☎0120-25-0015
犬の登録	転入から30日以内	【対象者】 生後91日以上の犬の所有者 【必要なもの】 ・前市区町村が特例制度(※)に参加 マイクロチップ登録証明書 ・前市区町村が特例制度(※)不参加 前市区町村で交付された犬鑑札 〈犬がマイクロチップを装着し、かつ環境省データベースに登録している場合〉 三条市に犬の登録事項変更届を提出してください。その後、環境省データベース「犬と猫のマイクロチップ情報登録」にて変更登録してください。変更登録手数料は、環境省ウェブサイトをご確認ください。 ◆犬と猫のマイクロチップ情報登録 https://reg.mc.env.go.jp/ 三条市での登録と環境省データベースは異なるため、両方の変更手続が必要です。	・前市区町村が特例制度(※)に参加 マイクロチップが犬鑑札とみなされているため手数料はかかりませんが、手続が必要です。 ・前市区町村が特例制度(※)に不参加 前所在地の犬鑑札を持参して手続ください。犬鑑札を紛失されている場合は、交付手数料1,600円が必要です。 ※特例制度(ワンストップサービス)とは、犬にマイクロチップを装着し、指定登録機関のデータベースへマイクロチップの情報登録（又は変更登録）をすることで、市町村への狂犬病予防法に係る犬の登録申請の代わりとみなされる制度です。 三条市は現在、特例制度に参加していないため犬鑑札を交付しています。 特例制度に参加する市区町村一覧→	環境課 環境衛生係 ☎0256-34-5558

項　目	手続時期	対象者・必要なもの	その他	問合せ先
新潟県交通災害共済	随時	【対象者】 加入を希望される方 【必要なもの】 ・年会費１人500円（年額）	・県外から転入されてきた方で、加入を希望される場合は、手続が必要です。 ・共済期間は、４月１日から翌年３月31日までです。 ・住所に変更があったときの届出は、不要です。 ・共済期間の途中で県外に転出される場合も、共済期間中は、会員の資格が継続されます。	環境課 生活安全・交通係 ☎0256-34-5574
三条市移住・定住支援補助金（住宅賃借事業）	転入した日の翌日から180日以内	【対象者】 次の全ての要件に該当する世帯 (ｱ)県外から三条市に転入した世帯 (ｲ)転入した日の翌日から180日を経過した世帯員がいない世帯 (ｳ)40歳未満の方がいる世帯 (ｴ)転入後の住居が民間賃貸住宅である世帯 (ｵ)県内企業に就職又は県内で開業した世帯員がいる世帯 (ｶ)地域おこし協力隊又は公務員の世帯員がいない世帯 【必要なもの】 ・交付申請書 ・世帯全員の住民票の写し（交付申請時における住所地） ・市町村民税の納税証明書（交付申請時において発行可能な最新年度のもの） ・賃貸借契約書の写し ・雇用証明書又は開業したことを証する書類	家賃の1/2の額(※)を３年間補助します。（最大42万円） ※勤務先から住宅手当その他賃借料に関する助成を受けている場合は、その額を控除した額の1/2 【月上限額】 １月目から12月目まで　5,000円 13月目から24月目まで10,000円 25月目から36月目まで20,000円	地域経営課 コミュニティ推進係 （〒955-0071三条市本町3丁目1番4号） ☎0256-34-5646
三条市メール配信サービス	随時	【対象者】 希望者 【必要なもの】 メール受信ができる携帯電話やパソコンなど メール送信先	気象情報、地震情報、不審者情報といった暮らしの安心･安全に関する情報などをメールで配信しています。 携帯電話やパソコンから mail.sanjo-city@raiden2.ktaiwork.jp にメールを送信し、折り返し届くメールに必要事項を入力してください。	登録方法に関すること DX推進課 情報管理係 ☎0256-34-5525 サービス内容に関すること 政策推進課広報広聴係 ☎0256-34-5523
LINE公式アカウントの友だち登録	随時	LINEが使える 携帯電話やパソコンなど 友だち追加	LINE公式アカウントで、安全情報やイベント情報、暮らしに便利な情報をお伝えしています。 LINEで友だち追加し、受信設定をしてください。 ID：@sanjo_city	政策推進課 広報広聴係 ☎0256-34-5523